

『在宅医療点数の手引』 2022 年 正誤・追補 (2022.12.12)

※訂正箇所は**ゴシック太字下線**で表示しております。※今回追加したものは太枠で示しております。

※通知等による追補については、頁欄に■印をしてしております。

頁	訂正箇所	誤	正
420	表内「投薬」欄	抗悪性腫瘍剤（悪性新生物患者に投与した場合に限る）、疼痛コントロールのための医療用麻薬、抗ウイルス剤（B型又はC型肝炎若しくは後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能・効果を有するものに限る）	抗悪性腫瘍剤（悪性新生物患者に投与した場合に限る）、 H I F—P H阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る） 、疼痛コントロールのための医療用麻薬、抗ウイルス剤（B型又はC型肝炎若しくは後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能・効果を有するものに限る）
440	冒頭の頁飛ばし	p. 429	p. 479
578	「その他」欄	処方箋 1 回 134	処方箋 1 回 134
578	「摘要」欄	処方箋料（リフィル以外・その他） 68×1 特定疾患処方管理加算（処方箋料） 66×1	処方箋料（リフィル以外・その他）—68×1 特定疾患処方管理加算（処方箋料）—66×1
578	「請求点」欄	22, 213	22, 079
636	「摘要」欄	往診又は訪問診療年月日（在医総管）；令和4年10月24日、31日	往診又は訪問診療年月日（在医総管）；令和4年10月 27 日、31日
683	最下段	〈在宅医療点数、医療系居宅介護サービス費と訪問看護ステーションの訪問看護療養費及び訪問看護費との同一日算定の可否〉	〈在宅医療点数、医療系居宅介護サービス費と訪問看護ステーションの訪問看護療養費及び訪問看護費との同一日算定の可否 の一覧表は p. 103 を参照 〉

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介しておりますので、ご確認ください。

